



青天の霹靂
デザイン、コンセプト使用マニュアル

2015年3月

1	「青天の霹靂」ブランド使用にあたっての留意事項
2	デザイン使用にあたっての遵守事項
3	ブランドコンセプト／ブランドステイトメント
4	ネーミングの意味／「味わい」を表現することば／商品パッケージに記載することば
5	「青天の霹靂」ルビのルール／書体について／シンボルマークのデザインコンセプト
6	01 ロゴマーク__縦書きタイプ〔基本形〕
7	02 モノクロで使用する場合__縦書きタイプ〔基本形〕
8	03 ロゴマークの変形使用に関して (1)__縦書きタイプ
9	04 ロゴマークの変形使用に関して (2)__縦書きタイプ
10	05 ロゴマーク__横書きタイプ〔基本形〕
11	06 モノクロで使用する場合__横書きタイプ〔基本形〕
12	07 ロゴマークの変形使用に関して (1)__横書きタイプ
13	08 ロゴマークの変形使用に関して (2)__横書きタイプ
14	09 ロゴマークの最小サイズ・ルビに関して
15	10 ロゴマーク__並列タイプ
16	11 シンボルマーク単体での使用に関して
17	12 使用禁止例
18	13 デザイン展開例 (1)：のぼりのデザイン
19	14 デザイン展開例 (2)：手提げ袋のデザイン
20	15 デザイン展開例 (3)：化粧箱のデザイン
21	16 デザイン展開例 (4)：ブランドブック表紙のデザイン

「青天の霹靂」ブランド使用にあたっての留意事項

青森県は「青天の霹靂」のブランドイメージを統一し、全国に発信するために、
ロゴマーク、シンボルマーク、ロゴタイプ（この3点を総じてデザインと呼びます）、
コンセプト等を制定しました。当マニュアルのブランドコンセプトから
デザインコンセプトまでを充分にご理解いただき、齟齬の生じないよう使用してください。

デザイン使用にあたっての遵守事項

「青天の^{へきれき}霹靂」のブランドイメージを保護するため、ロゴマーク、シンボルマーク、ロゴタイプ等のデザインをお使いいただくための基準を設けています。使用方法を遵守してください。

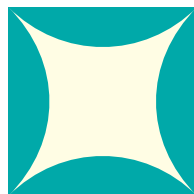
- 1 ロゴマーク、シンボルマーク、ロゴタイプ等のデザインを使用する場合は、県が別途定める『『青天の霹靂』デザインの商標使用に関する管理要綱』に従い事前に手続きが必要です。
- 2 デザインに関する一切の権利は青森県に帰属しています。
使用にあたって、ご不明の点は青森県農林水産部総合販売戦略課にお問い合わせください。

用語解説

ロゴマーク
(カタチ・名前の入ったマーク全体を指す)



シンボルマーク
(カタチのみを指す)



ロゴタイプ
(名前のみを指す)

青
天
の
霹^へ
靂^き

(1) ブランドコンセプト

この米は、青森からの手紙。

悠久の自然が、米の旨さをささえています。

(2) ブランドステイメント

青森といえば、まぐろ 鮪、にんにく 大蒜、りんご 林檎。海の幸、山の幸が豊か、というイメージがあります。

その食材の豊かさゆえか、米に注目が集まることはあまりありませんでした。

青森には、日本有数の深い森があります。その森は、最上の水を育てます。

水は、米を旨く旨くします。

私たちの青森米を、もっと多くの人に食べていただきたい。知っていただきたい。

そのためには、誰もがおどろくような旨さのお米が必要だと考えました。

「青天の霹靂」は2014年に誕生した、青森が待ちに待った新品種です。

誰もが認める最高レベルのお米を目指しました。

青森の森の力、水の力、人の力が生み出した「青天の霹靂」には、

米づくりへの渾身の思いが詰まっています。

いわば青森からお届けする、手紙です。

全国の人に、この旨さに驚いて、青森に驚いていただきたいと願っています。

(3) ネーミングの意味

青天の「青」は、青森の青、「天」は遥かに広がる北の空。

「^{へきれき}霹靂」は稲妻。稲に寄りそい、米を実らせる。

晴れわたった空に突如として現れる稲妻のような、鮮烈な存在になりたいと考えた名前。

この名前は、2014 年「米新品種名称公募」に寄せられた 1 万 1 千案のなかから選ばれました。

(4) 「味わい」を表現することば

粘りとキレのバランスがいい。上品な甘みの残る味わい。おかずを選ばない、たのもしさ。

※これは「米」の味わいに関することばです。

「米」以外のもの、たとえば、米粉、米粉を使った洋菓子・和菓子、弁当等に使用する場合は「青天の霹靂」の米の味わい表現であることがわかるようにしてください。

(5) 商品パッケージに記載することば

ネーミングの意味と産地を伝えることば → 「青森から驚きの旨さ」

米の特性を伝えることば → 「ごはんが好きになるお米」

※これは「米」のパッケージに記載することを前提として開発したことばです。

「米」以外のもの、たとえば、米粉、米粉を使った洋菓子・和菓子、弁当等に使用する場合は「青天の霹靂」の米の説明であることがわかるようにしてください。

(6) 「青天の^{へきれき}霹靂」ルビのルール

ロゴを記載する場合は、「霹靂」にルビをつけます。カタログ、冊子など、テキストでネーミングを記載する場合は、見開き 2 ページの中で最初に登場する「霹靂」にルビをつけてください。

ただし、6 ポイント以下の場合、または web 等、ルビがつけられないテキストの場合は省略することができます。

(7) 「青天の霹靂」テキストで表記する際の書体について

ブランドイメージを統一するために「青天の霹靂」をテキストで表記する際の書体を定めています。

タイトル、見出しなどの表記の場合「筑紫オールド明朝」、

本文、長い文章など、読み物として表記する場合「筑紫明朝」、

web テキストなど上記の書体がない場合「ヒラギノ明朝」、もしくは「MS 明朝」としてください。

(8) シンボルマークのデザインコンセプト

空が割れて「青天の霹靂」が飛び出してきた様子を表現。米の旨さが天の四隅に広がっています。

基本の青は、青森の森と空と海を表現した、他にはないエメラルドブルー。青天ブルー。

霹靂（稲妻）のカタチのクリーム地は、米の旨さを表現しています。

デザイン使用にあたっての遵守事項 以下の 01～12 の基準にそって使用してください。

01

ロゴマーク_縦書きタイプ [基本形]

原則的にこの形状のロゴマークが基本形となります。変形使用については 03 を、ロゴタイプの大きさ比率に関しては 04 を参照してください。



PANTONE 7467
C 85 / M 0 / Y 40 / K 0



DIC 2056
C 0 / M 0 / Y 15 / K 0



C 0 / M 0 / Y 0 / K 100

02 モノクロで使用する場合__縦書きタイプ [基本形]

カラー表現が不可能な場合の規定カラーになります。変形タイプについても同様の設定になります。



K 90
(背景部分)



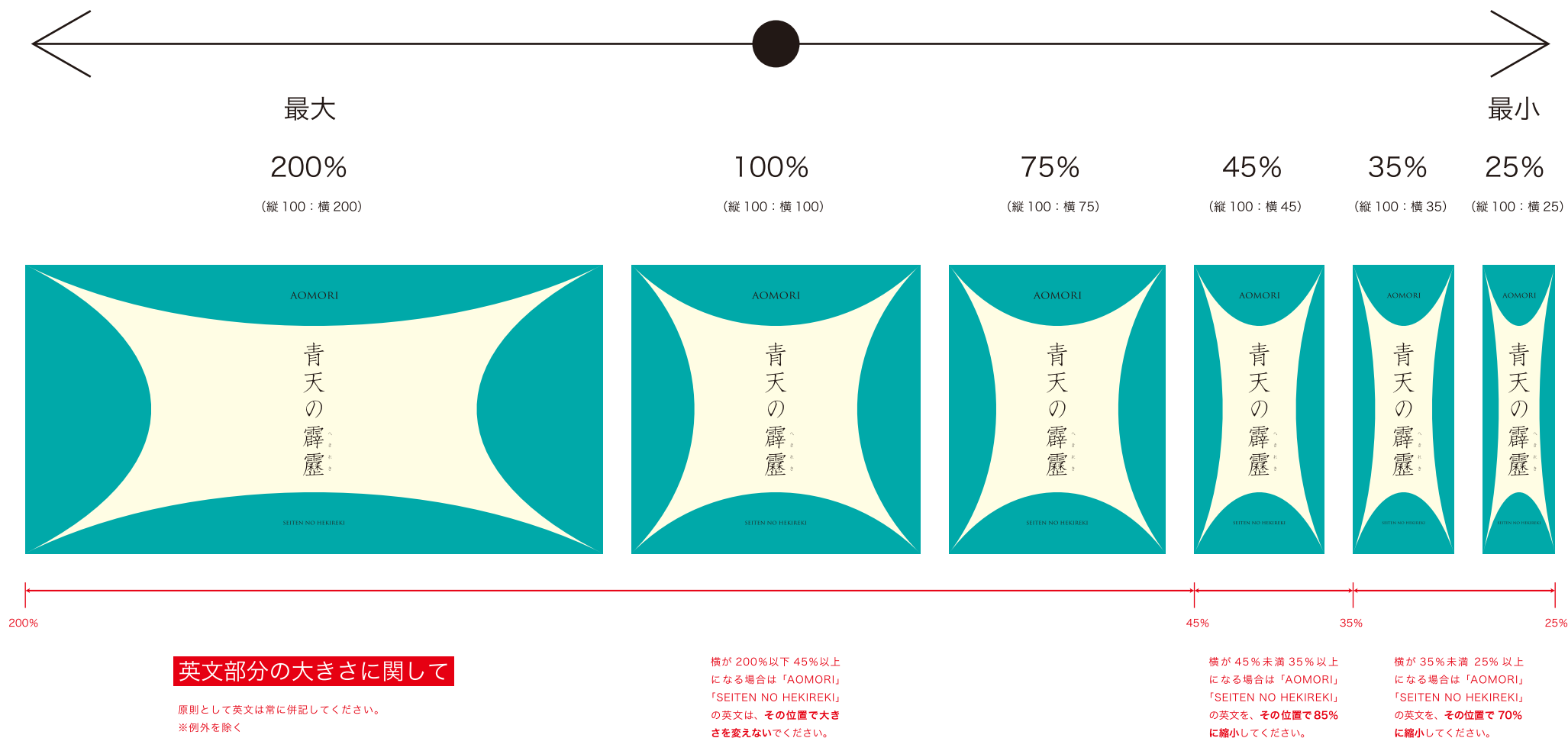
K 5



K 100
(「青天の霹靂」部分)

03 ロゴマークの変形使用に関して (1)_縦書きタイプ

デザイン・レイアウトに合わせて、シンボルマーク部分の大きさを、基本形を 100%（縦 100：横 100）とした場合に 25%～200%の範囲で変形して使用する事ができます。
その範囲外での変形は不可。

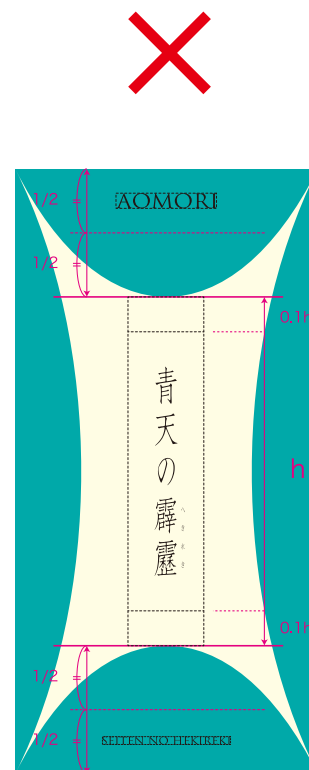
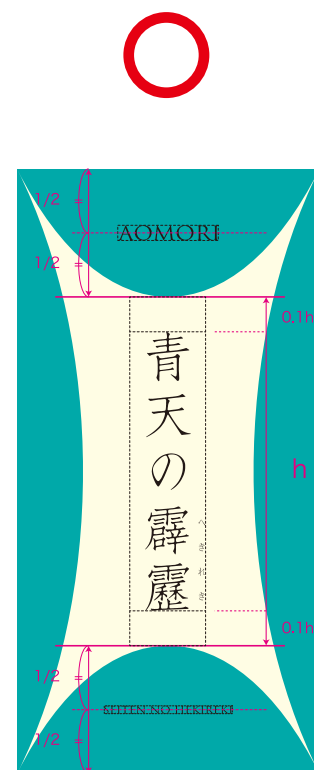
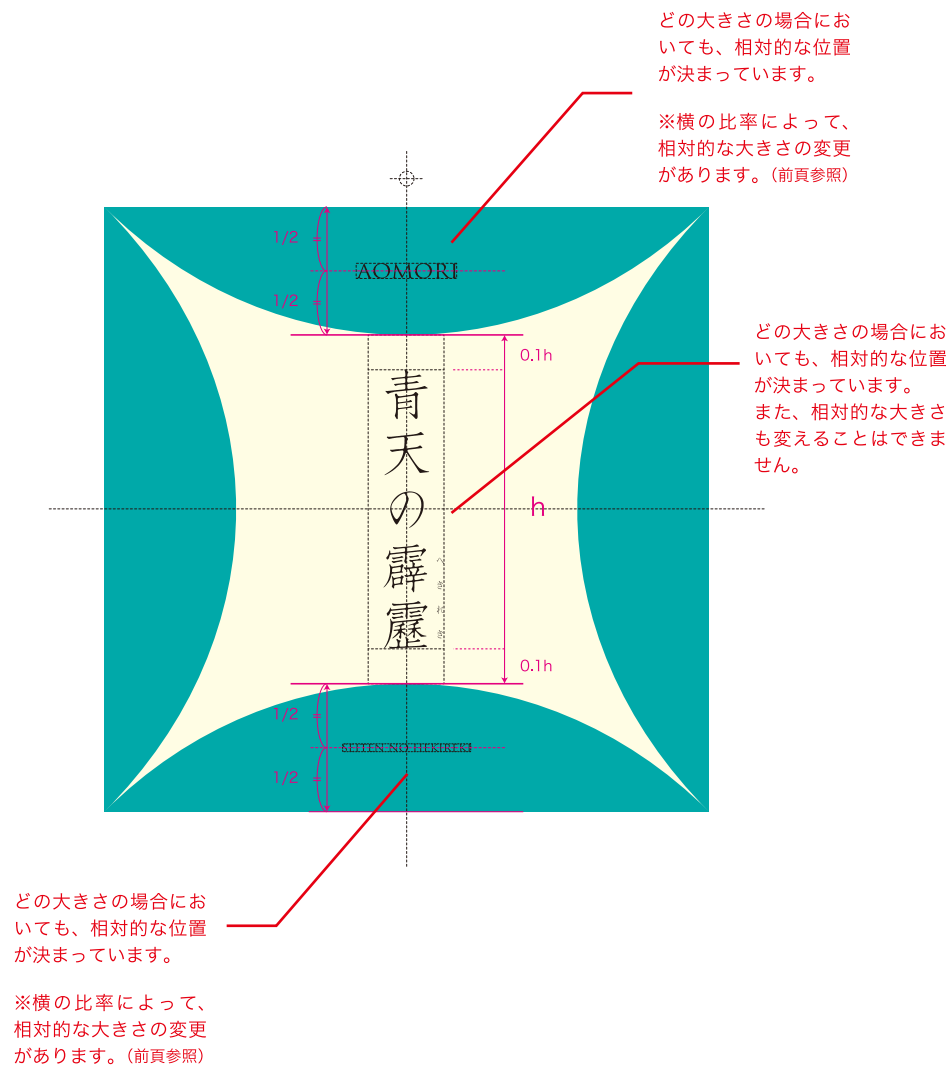


04

ロゴマークの変形使用に関して (2)_縦書きタイプ

変形する際の注意として、ロゴタイプの形状についての縦横比率は変わりません。

またロゴタイプの大きさは原則として下記に示すように、シンボルマークの全体の大きさに対して決まっています。 ※例外を除く



このように縦横比を変えたり、シンボルマークに対する大きさや位置を変えて使用する事はできません。

05 ロゴマーク_横書きタイプ [基本形]

ロゴマークに関しては、原則的に縦書きタイプを使用することを推奨していますが、デザインレイアウトの都合上、横書きが望ましい場合にのみ使用する事ができます。



PANTONE 7467
C 85 / M 0 / Y 40 / K 0



DIC 2056
C 0 / M 0 / Y 15 / K 0



C 0 / M 0 / Y 0 / K 100

06

モノクロで使用する場合__横書きタイプ [基本形]

カラー表現が不可能な場合の規定カラーになります。変形タイプについても同様の設定になります。



K 90
(背景部分)



K 5

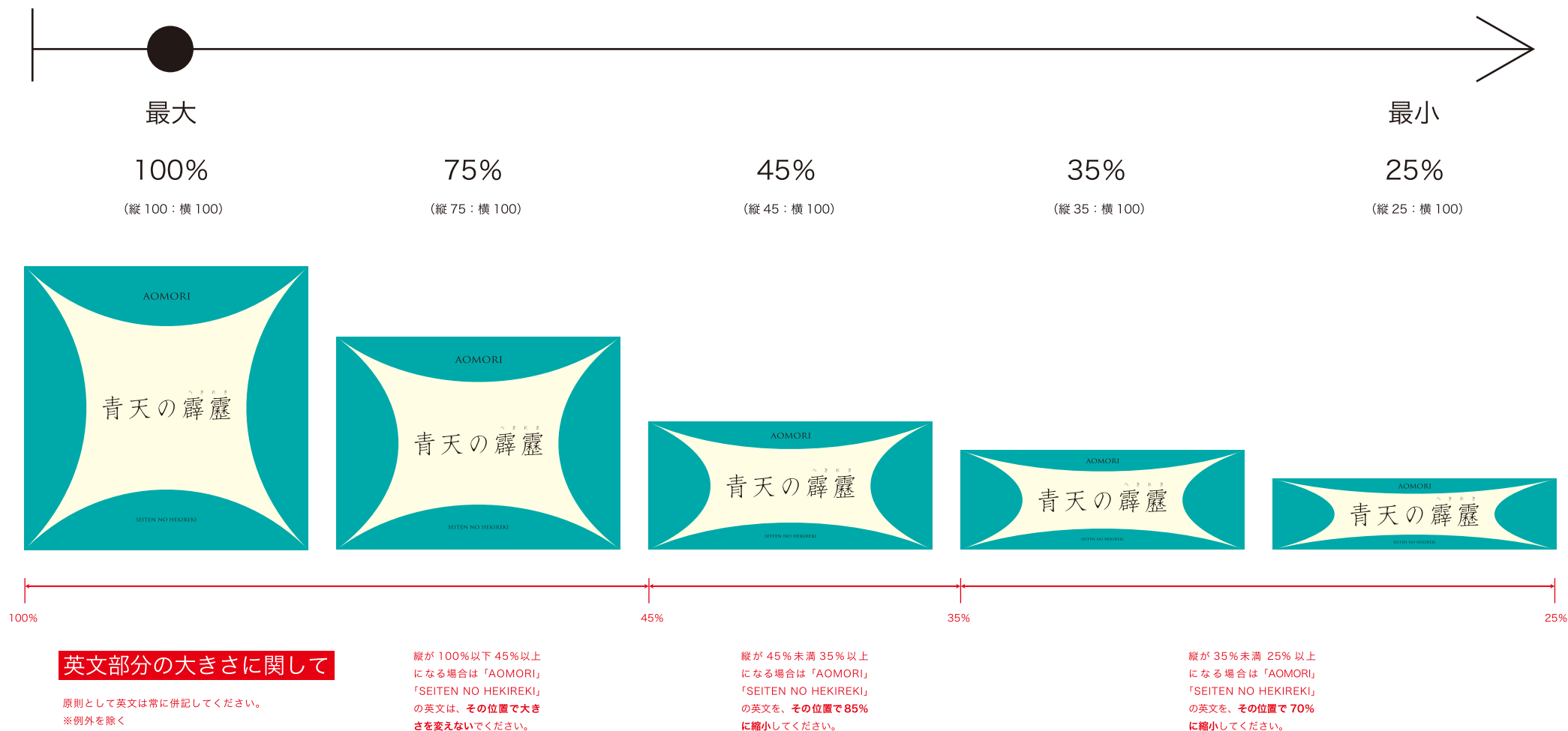


K 100
(「青天の霹靂」部分)

07

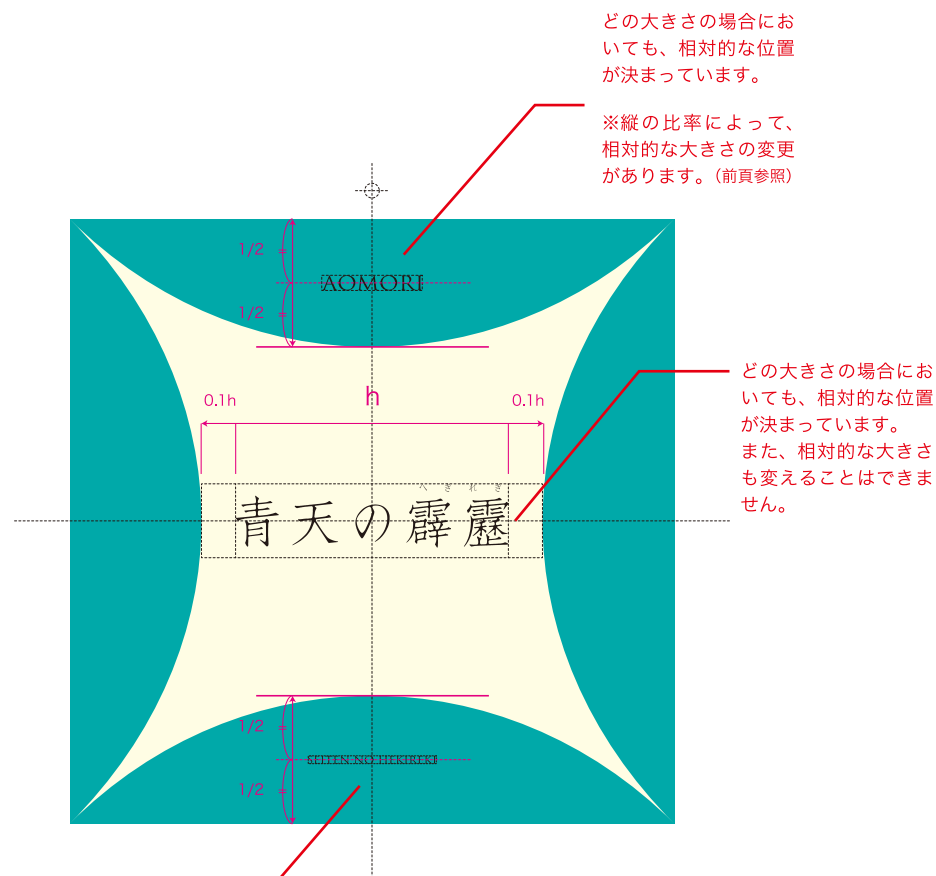
ロゴマークの変形使用に関して (1)_横書きタイプ

デザイン・レイアウトに合わせて、シンボルマーク部分の大きさを、基本形を 100%（縦 100：横 100）とした場合に 25%～100%の範囲で変形して使用する事ができます。
その範囲外での変形は不可。



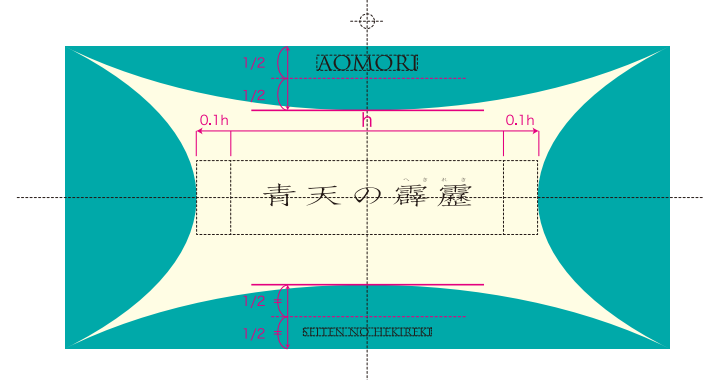
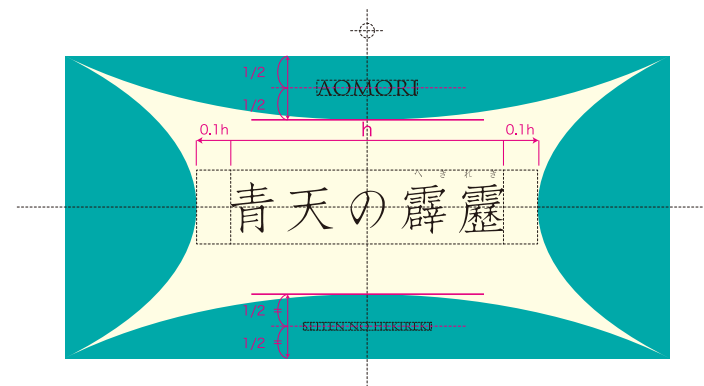
変形する際の注意として、ロゴタイプの形状についての縦横比率は変わりません。

またロゴタイプの大きさは原則として下記に示すように、シンボルマークの全体の大きさに対して決まっています。 ※例外を除く



どの大きさの場合においても、相対的な位置が決まっています。

※縦の比率によって、相対的な大きさの変更があります。(前頁参照)



このように縦横比を変えたり、シンボルマークに対する大きさや位置を変えて使用する事はできません。

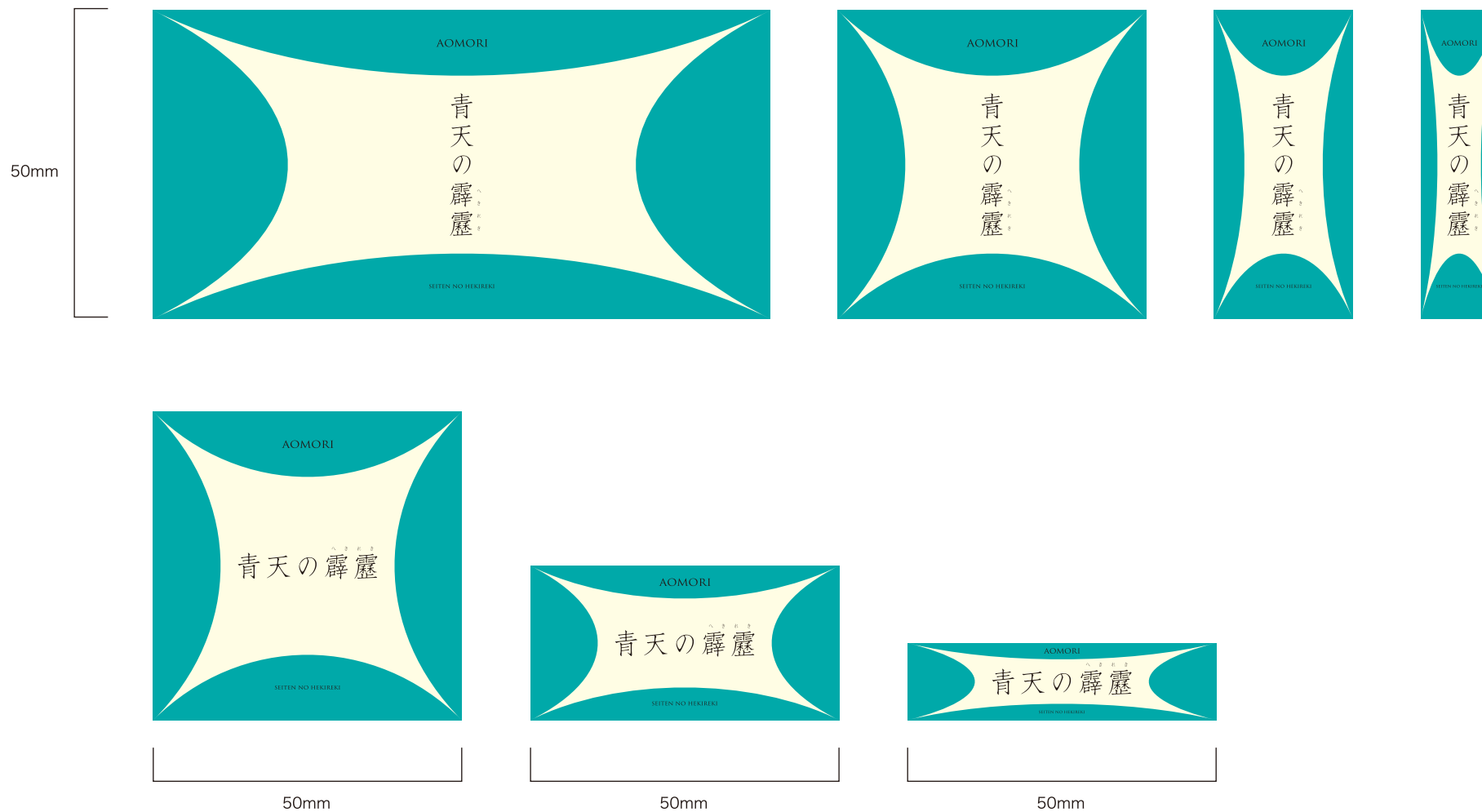
09

ロゴマークの最小サイズ・ルビに関して

最小サイズは、縦書きタイプの場合は縦辺が 50mm。横書きタイプの場合は横辺が 50mm とします。

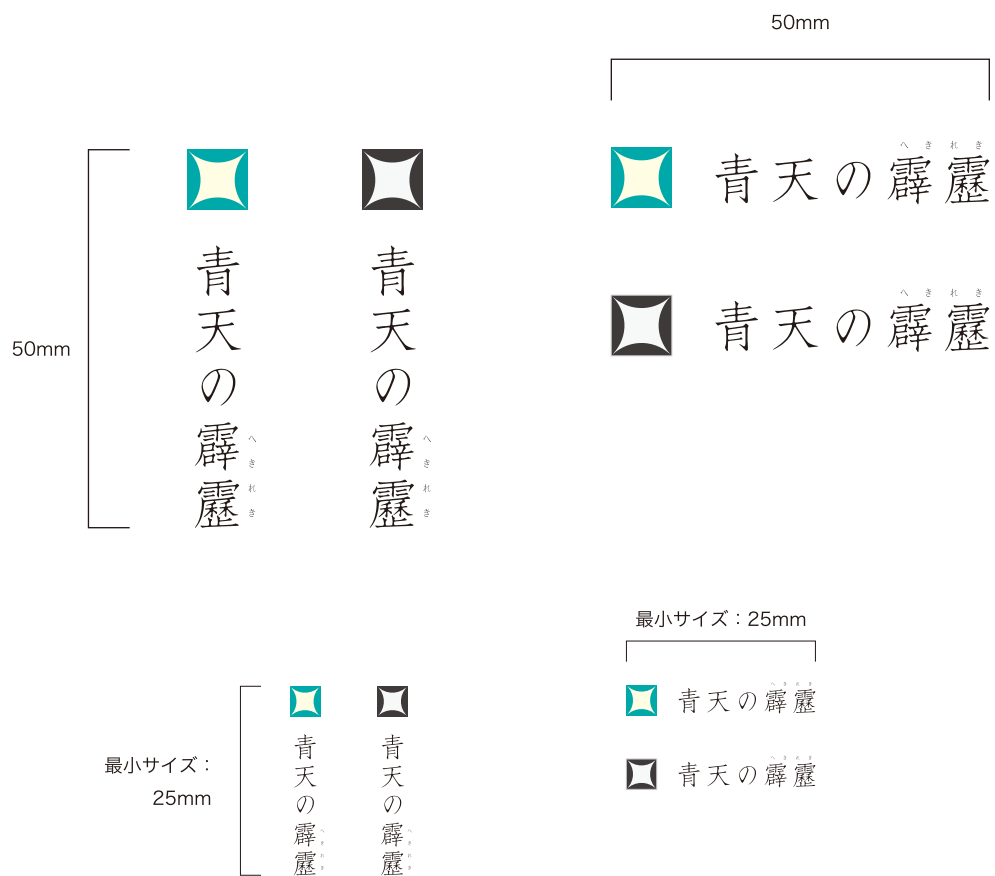
web の場合は、縦書きタイプの場合は縦辺が 150px。横書きタイプの場合は横辺が 150px とします。

ルビに関しては、小さくなくても原則として外さないようにしてください。



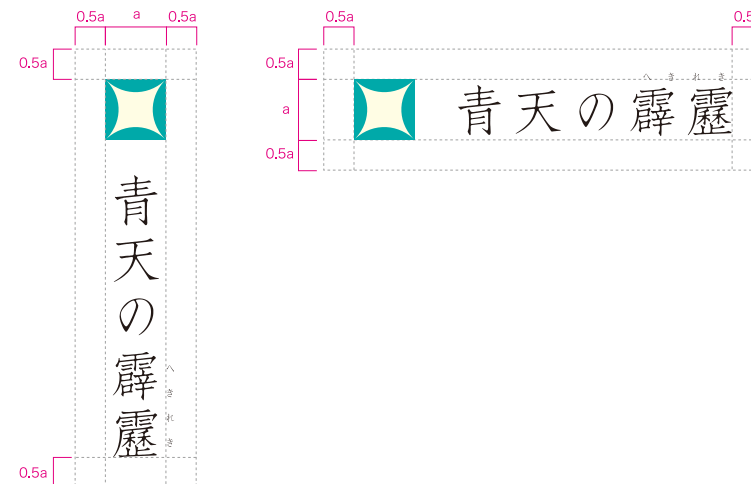
10 ロゴマーク_並列タイプ

縦書きタイプや横書きタイプで形状が小さくなった時、ロゴタイプの視認性が必要な場合などに限り、
例外的に、ロゴタイプとシンボルマークを並列にしたものをロゴマークとして使用できます。
この場合、原則として、ロゴタイプはシンボルマークとセットで使用します。ロゴタイプのみでの使用はできません。



※ 大きさ 50mm 以下での使用に限りです。
web の場合は 150px 以下での使用に限りです。

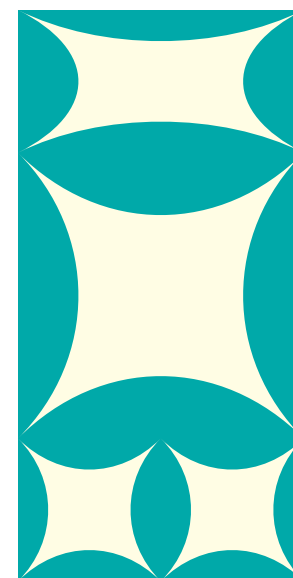
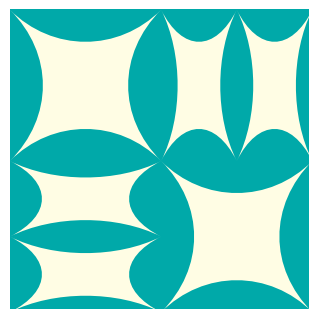
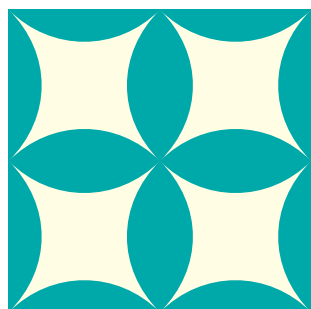
〈アイソレーションゾーン・不可侵領域〉



アイソレーション内に他のオブジェクトを入れてはいけません。
原則として背景に白地をとることとします。
※透明なものにデザインする場合は、下地色はなくても可。

ロゴマークとしての使用に関しては、ロゴタイプとの組み合わせが原則となりますが、シンボルマーク単体での使用において、パターン柄としてデザインに応用する事ができます。
※例えば、手提げ袋のデザイン（14 参照）、化粧箱（15 参照）のデザインなど。

パターン例



12 使用禁止例

以下、使用禁止の一例になります。これら以外でも、ロゴマークの視認性が悪くなるものや、異なった印象になる使用は避けてください。

ただし、シンボルマークに異なる要素をかぶせる場合、その必然性も併せて権利者と協議が必要なケースもあります。



規定の色を変更する



比率を変更する



正方形・長方形以外の形に変形する



特段の意図なく回転させる



ロゴに異なる要素をかぶせる



影をつけるなど、立体的にする



間隔を変更する



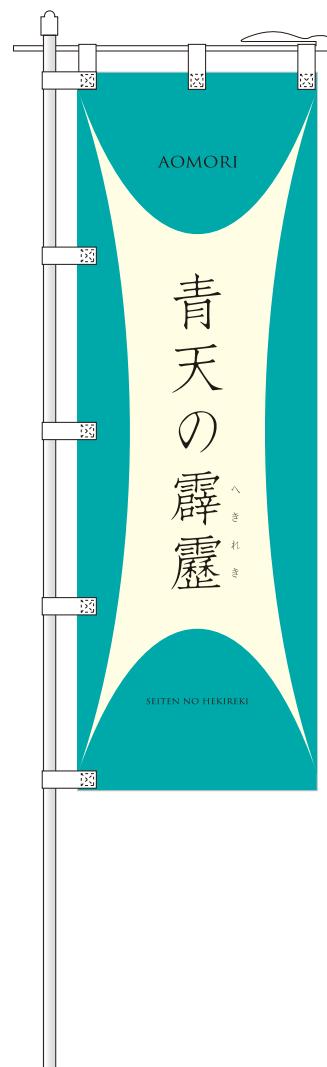
アウトライン表現をする



マークを分解して使用する

13

デザイン展開例 (1)：のぼりのデザイン



14 デザイン展開例 (2)：手提げ袋のデザイン



15

デザイン展開例 (3) : 化粧箱のデザイン





2015 年 3 月発行

発行者 青森県

問合先 青森県農林水産部総合販売戦略課

住所 〒030-8570 青森県青森市長島一丁目 1-1

TEL 017-734-9607 FAX 017-734-8158

MAIL hanbai@pref.aomori.lg.jp

HP <http://seitennohekireki.jp/>